

おし図書館



No.111

発行 代表
おし図書館
青木和子
TEL 0477-371-0086
松本市牧野原1-104-416

「公立図書館の充実と

改善を求める要望書」提出

報告 青木和子

5月25、26日、「図書館友の会 全国連絡会」他26団体(計54団体)は、文部科学大臣・総務大臣宛に要望書を提出し、衆参両院の文教関係議員計250名余への要請活動を行ない、記者クラブに資料を配布しました。(図裏面に要望書掲載)

25日 AM.9:30、衆議院第2議員会館

ロビーには名が集合。午前中は衆議院の各部屋を手分けして回り、要望書と資料をお届けしました。

PM.1:30から、文部科学省で生涯学習政策局社会教育課図書館振興係

長の市川恵理さんと面談し、要望書を手渡しました。私達もそれぞれ発言の機会を得て、面談は一時半にも及びました。

資料として、平成18年3月に文科省が作成し、各自治体に配布済みの「これからの図書館像」地域を支える情報拠点の役割としてと「すべてのまちに図書館を」とを頂いたもので、以下に要点を紹介します。

《《これからの図書館像》》

☆役に立つ図書館へと変わっていくために必要な機能
○従来の閲覧・貸出・リクエストサービス等を維持しつつ、新たな視点から取組を実施——住

民の生活、仕事、自治体行政、学校、産業など各分野の課題解決を支援する相談・情報提供の機能の強化 印刷資料とインターネット等を組み合わせた高度な情報提供 学校との連携による青少年の読書活動の推進 行政・各種団体等との連携による相乗効果の発揮

○これらの機能を発揮するためには必要な図書館経営の改革——図書館の資源の配分の見直し 職員意識改革・資質・能力の一層の向上 利用者・利用団体への積極的な広報 利用者の視点にそった弾力的経営 評価等

☆これらの機能が十分に発揮されると、地域住民・行政や議会関係者・学校などにとって役に立つ図書館として存在意義を確立できる。

《《図書館運営への支援策等》》

(注)1.2.の()内は標準団体の行政規模)

1. 職員の確保・資質向上——公立図書館職員の給与費として、地方交付税の単位費用積算措置を行なっている。

平成17年度 都道府県分

2 億386万円（人口170万人）

平成17年度 市町村分

5724万円（人口10万人）

2. 資料費等の確保——公立図書館の図書及び視聴覚資料購入費として、地方交付税の単位費用積算措置を行なっている。

平成17年度 都道府県分

588万9千円（人口170万人）

平成17年度 市町村分

207万7千円（人口10万人）

3. 寄付金控除制度——図書館設置自治体への寄付金の税制上の措置
4. 都道府県からの支援——都道府県立図書館から市町村立図書館への支援として、横断検索システムの整備、相互貸借、職員研修等の実施など

市川さんの「図書館以上に情報拠点になるものはない」「国は図書館法第17条（無料の原則）を変える考えはない」との認識を、力強く受取りました。

26日は、AM.9:30に総務省ロビーに14名が集合。自治行政局行政課行政第三係長の高沢賢一さんと石井さん（記録）と面談し、要望書を手渡しました。

「指定管理者制度」についての総務省の見解は「指定管理者に委託することもできるということであって、導入については各自治体の選択にまかせる」「導入については十分に説明責任を果すようにいつてある」とのことでした。

一時間半に及ぶ面談では、参加者全員が率直に意見を述べ、質疑応答を行いました。

午後は、参議院議員会館での要請活動を行ない、今回の全予

定が終了しました。

文科省の市川さんも総務省の高沢さん・石井さんも、まだ30代前半と思える若さでした。私達市民の意見に真摯に耳を傾けて下さり、今後自らの足で地方に向いて状況を把握したいと言われたことは、嬉しい収穫に思えます。

長い時間をかけて今回の取組を準備し、全国各地の団体と連絡調整をし、要望書をまとめる上げ、要請活動を実現させた全国連絡会世話人の方々に敬意を表します。

また、この活動を「毎日新聞」が25日夕刊に取上げて下さったことに感謝致します。

今回をはじめの一步として歩んで行きたい、と願っております。



公立図書館の充実と改善を求める要望書

私たち「図書館友の会全国連絡会」（別紙「図書館友の会全国連絡会をつくりましょう」参照）は、公立図書館が地域の情報拠点として発展することを願い、各地で活動している団体の全国連絡組織です。図書館の振興と発展のために下記のことを要望します。きたる6月30日までに、末尾の図書館友の会全国連絡会事務局に文書でご回答くださいますようお願い致します。

要望事項

1、「文字・活字文化振興法」の基本理念が真に実現するために、同法第7条第1項に基づく公立図書館の設置、第2項に基づく司書の充実、図書館資料の充実、情報化の推進等に必要な施策を実施してください。

2、公立図書館の管理・運営を民間企業等にゆだねる「指定管理者制度」は、図書館の理念になじみません。同制度を公立図書館に適用しないようにしてください。

3、地方公共団体の財政危機が言われ、経費削減のために、職員や資料費の削減、さらには委託や指定管理者制度など、公立図書館が社会の中で果たしている教育的、文化的役割を歪める状況が進行しています。人的体制や物的条件の整備のための財政上の措置を早急を実施してください。

要望理由

2005年7月に施行された「文字・活字文化振興法」に私たちは強い期待を抱いています。この法律は、文字・活字文化が、人類が蓄積した知識・知恵の継承向上、人間性の涵養、民主主義の発達に不可欠なものとし、国と地方公共団体の責務を明らかにしました。第七条1項は市町村に対して必要な数の図書館を設置すること、また、2項は国と地方公共団体に対して、司書の充実、資料の充実、情報化推進等を課しました。法を空文化させないために、実効ある施策を実施してください。

財政危機の中で、わが国の公立図書館は、職員の削減、資料費の削減、さらに安上がりにするための委託や指定管理者制度の導入などによって危機的状況に直面しています。特に私たちが心配するのは、図書館の運営管理を民間企業に委ねる指定管理者制度です。公立図書館については、指定管理者制度導入の大きな効果とされている民間活力による住民へのサービス向上や経済効果はなく、むしろ資料の収集保存や住民サービスにおける継続性、公共性、安定性、専門性において問題が多いと考えるからです。

近代公共図書館は、1731年、アメリカで有料の会員制図書館として出発しました。ベンジャミン・フランクリンを中心にしたフィラデルフィア図書館会社です。1世紀を経て、すべての市民が公共図書館を利用するには、利用料をとらないこと、運営の財政基盤を安定させることが必要であるとして、自治体による管理・運営を求める運動が起こり、1848年に世界で初めての公立図書館がボストンに誕生しました。

1994年に改訂された「ユネスコ公共図書館宣言」が、「公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない」(訳：長倉美恵子、日本図書館協会国際交流委員会)と述べているのも、最初の公立図書館の理念が、今日の世界共通の公共図書館の理念となって生きているからです。

市場主義、自己責任論の強いアメリカにおいて、今に至るまでなお公立図書館の民営論が出てこないことこそ、歴史的にも図書館は民主主義の土台、地域コミュニティの中心施設という強い認識がある何よりの証といえましょう。また、行政改革、PFI手法が先進的に進められたイギリスにおいても、公立図書館の基幹業務の民営化は行われておりません。

わが国でも1950年に制定された「図書館法」は、無料の原則や専門的職員(司書)の配置など、公立図書館の理念が盛り込まれた法でした。しかし、理念を実現するための実効ある施策がおこなわれなかったため、図書館の振興発展を促進させる大きな力にはなりませんでした。

わが国の人口当たりの公立図書館数はG7各国平均の1/3程度と最低水準にあります。1図書館あたりの資料費は毎年減り続け、ピーク時の1993年度1617万円が2005年度1096万円までに減っています。図書館法に基づいて司書として発令される者はごくわずかで、統計さえなく、その数は不明です。最も図書館施設が普及している首都東京23区の213図書館には、司書として発令された者は一人もいません。

かつてない勢いでグローバル化が進む中、一人一人が、自己教育力、情報収集力、異文化理解力を持つことが求められます。しかし、それを醸成するために不可欠な図書館が現在のような状況であっては、わが国の発展に危惧を抱かざるを得ません。

隣国の韓国は、「図書館及び読書振興法」によって図書館の整備を急速に進めました。すでにIT関連のサービスでは日本の数年先を進んでいると言われていています。多くの国々が図書館整備を進め、韓国と同じ道を歩んでいます。

今わが国では、マネーゲームの遊び感覚で金持ちになる者が勝者としてもはやされ、一方、教育・文化・学問・科学・技術は軽んじられています。私たちは、教育・文化等を省みない風潮を見聞きするにつけ、この国の将来への不安を強く感じます。

大きく立ち遅れたわが国の公立図書館が、教育・文化・科学・技術の地域の情報拠点として、先進諸国に並ぶまでに発展することを願い、以上要望致します。